

改正

平成25年6月4日条例第24号
平成26年3月25日条例第6号
平成26年6月17日条例第24号
平成26年9月26日条例第29号
平成27年3月20日条例第8号
平成28年3月22日条例第9号
平成28年9月28日条例第50号
平成28年9月28日条例第78号
平成28年12月26日条例第94号
平成29年3月17日条例第7号
平成31年3月28日条例第6号
令和2年6月23日条例第47号
令和2年9月24日条例第56号
令和3年3月26日条例第10号
令和4年3月23日条例第3号
令和4年6月27日条例第21号

八戸市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市の執行機関に附属機関を別表のとおり設置する。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営等に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 八戸市総合計画審議会条例(昭和46年八戸市条例第29号)
 - (2) 八戸市通学区審議会条例(昭和44年八戸市条例第13号)
 - (3) 八戸市総合農政審議会条例(昭和45年八戸市条例第27号)
 - (4) 八戸市予防接種事故調査会条例(昭和51年八戸市条例第54号)

附 則(平成25年6月4日条例第24号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年3月25日条例第6号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年6月17日条例第24号)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成26年9月26日条例第29号）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成27年3月20日条例第8号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表の2の改正規定及び次項の規定（八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）別表第1及び別表第2の改正規定中「市史編纂委員会の委員」を削る部分に限る。）は、同年5月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成28年3月22日条例第9号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成28年9月28日条例第50号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の1八戸市食育推進協議会の項の次に1項を加える改正規定及び次項の規定（八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）別表第1及び別表第2の改正規定中「食育推進協議会の委員」を「食育推進協議会の委員・小児慢性特定疾病審査会の委員」に改める部分に限る。）は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成28年9月28日条例第78号抄）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第3条及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第94号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の1八戸市卓越技能者選考委員会の項の次に1項を加える改正規定及び次項の規定（八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）別表第1及び別表第2の改正規定中

「卓越技能者選考委員会の委員」 「卓越技能者選考委員会の委員
農業委員会委員選考委員会の委員」 に改める部分に限る。）は、
を 員」

平成29年4月1日から施行する。

- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成29年3月17日条例第7号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成31年3月28日条例第6号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和2年6月23日条例第47号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和2年9月24日条例第56号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和3年3月26日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項の規定は公布の日から、第17条、第18条並びに附則第3項及び第4項の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日条例第3号）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和4年6月27日条例第21号）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
八戸市総合計画策定委員会	総合計画（総合的かつ計画的な市政運営を図るための政策の方向性及びそれに基づき取り組むべき具体的な施策や事業を定めた計画をいう。以下同じ。）の策定に係る調査及び検討に関すること。
八戸市総合計画等推進市民委員会	(1) 総合計画の実施状況の調査審議に関すること。 (2) 総合計画の推進に関する重要な事項について意見を述べること。 (3) 八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証に関すること。 (4) 市長が掲げる政策公約の取組状況について評価をし、意見を述べること。
八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議	若者及び女性が有する多様な情報を活用した魅力的なまちづくりに関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
はちのへ文化のまちづくりアドバイザーボード	はちのへ文化のまちづくりプランの実施状況の調査審議に関すること。
八戸市内丸地区街なみ環境整備事業検討委員会	内丸地区街なみ環境整備事業に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会	中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金の交付に関し必要な事項について審査し、意見を述べること。
八戸市中心市街地にぎわい形成事業検討委員会	中心市街地のにぎわい形成事業に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市体育施設整備検討委員会	体育施設の将来的な整備の方向性について調査及び検討をし、意見を述べること。

八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会	(1) 八戸市スポーツ推進計画について重要な事項の調査審議に関すること。 (2) スポーツによる人材育成、健康づくり及びまちづくりの推進に関し必要な事項について意見を述べること。
八戸市行政改革委員会	行政改革の推進に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市新商品特定随意契約制度事業者認定審査会	新商品特定随意契約制度に係る事業者の認定等に関すること。
八戸市卓越技能者選考委員会	八戸市卓越技能者の審査及び選考に関すること。
八戸市農業委員会委員選考委員会	八戸市農業委員会の委員の審査及び選考に関すること。
八戸市総合農政審議会	(1) 総合的な農業施策について重要な事項の調査審議に関すること。 (2) 総合的な農業施策に関し必要な事項について意見を述べること。
八戸市経営再開マスタープラン検討会議	経営再開マスタープランに関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市農業経営改善計画等検討会議	農業経営改善計画及び青年等就農計画に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市農産物ブランド戦略会議	農産物のブランド戦略の推進に関し必要な事項について協議をし、意見を述べること。
八戸市南郷新規作物研究会議	南郷地区において生産する新たな作物について研究をし、意見を述べること。
八戸市水産物ブランド戦略会議	水産物のブランド戦略の推進に関し必要な事項について協議をし、意見を述べること。
八戸市老人ホーム入所判定会議	養護老人ホーム等の入所措置に係る判定等に関すること。
八戸市市民後見推進協議会	(1) 成年後見制度の利用支援等に関すること。 (2) 市民後見人の養成等に関すること。
八戸市生活支援体制整備推進協議会	生活支援体制整備事業の推進に係る協議に関すること。
八戸市予防接種健康被害調査委員会	予防接種と健康被害との因果関係等の調査審議に関すること。
八戸市小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項の規定による小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定に係る審査に関すること。
八戸市公共下水道基本構想検討委員会	公共下水道基本構想の策定に係る調査及び検討に関すること。
八戸市プロポーザル等審査委員会	市が発注する建築工事の設計に係る業務等について、プロポーザル方式又は設計競技方式により事業者を選定する場合の当該事業者の選定基準についての審議又は当該事業者の選定に当たっての審査に関すること。
八戸市都市計画マスタープラン等策定委員会	八戸市都市計画マスタープラン及び八戸市立地適正化計画の策定に係る調査及び検討に関すること。
八戸駅前広場整備基本計画検討委員会	八戸駅前広場整備基本計画の策定に係る調査及び検討をし、整備方針について意見を述べること。

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
八戸市教育振興基本計画策定委員会	教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に係る調査及び検討に関すること。

八戸市教育支援委員会	障がいのある又は特別な教育的支援を必要とする就学予定者、在学児童生徒等の適切な就学及び支援に関し必要な事項について審議をし、意見を述べること。
八戸市通学区域審議会	市立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒の通学区域の新設又は改廃に係る調査審議に関すること。
八戸市少年相談センター運営協議会	少年相談センターの運営に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市いじめ問題専門委員会	(1) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項のいじめの防止等のための対策に係る調査審議に関すること。 (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること。
八戸市史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議	史跡丹後平古墳群の保存活用計画に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議	(1) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地に係る重要な事項の調査審議に関すること。 (2) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地に係る調査に関し必要な事項について意見を述べること。